



遺産未分割での申告・納税 …延納 (or物納) ?

税理士・CFP® 越智 浩

Q. 遺産が未分割のままでの相続税申告、そして、その納税。

本年2月に母が亡くなりました。父はすでに15年前に他界しており、相続人は、私A、妹B及び弟Cの3人です。遺産は、自宅不動産、有価証券及び預貯金など合わせて3億円余りです。

遺産分割について相続人間で何回も話し合いました。私と妹Bは法定相続分通りの各人1/3の分割を主張しましたが、母と同居していた弟Cは遺産の1/2はもらう権利があると言って譲りません。このままでは、遺産が未分割のまま相続税の申告をすることになりそうです。

その場合の相続税を計算してみると、各人18,200千円ずつ納税することになります。が、とても一時に納付することはできません。遺産すべてが未分割のままでも延納、あるいは物納することはできますか？

A. 金銭一時納付に代わり、延納、そして最後に物納。

相続税も所得税や法人税と同様、金銭一時納付を原則とするが、財産課税という性格を有するため、申告期限までに納税資金準備が間に合わないなど多額の税額を一時に金銭で納付することが困難な場合がある。そこで、相続税法においては、一定の要件を満たせば、相続税額を毎年分割払いする**延納**（年賦延納、法38・39）と金銭納付に代えて金銭以外の相続財産を収納してもらう**物納**（代物弁済、法41・42）という特別な納税方法に関する制度が設けられている。

まずは、金銭一時納付に代えて延納できるかどうか検討することになるが、以下の要件を満たして『**延納申請**』することになる。

- ①申告する相続税額が10万円を超えること。
- ②相続税の納期限（または、納付すべき日）までに、金銭で納付することが困難であること（『金銭納付を困難とする理由書』作成）。
- ③延納申請する相続税額及び利子税に相当する担保を提供すること（『担保目録及び担保提供書』作成）。
- ④相続税の納期限（または、納付すべき日）までに、延納申請書（②・③を含む担保提供関係書類を添付）を税務署長に提出すること。

そして、この金銭一時納付の例外である**延納によっても金銭で納付することが困難な事由がある場合には**、例外の例外である『**物納申請**』することになる。ただし、物納に充てることのできる財産は、一定の相続財産（国内所在の公債、不動産など）で管理処分不適格財産に該当しないものであることが要件となっており、相続税の納期限（または、納付すべき日）までに物納申請書に物納手続関係書類を添付して、税務署長に提出することになる。

以上のことから、遺産が未分割のまま相続税の申告をすることになっても、延納申請または物納申請することはできる。ただし、《設例》のように遺産すべてが未分割の場合、未分割の相続財産を延納の担保提供財産にすることはできない（不適格）し、物納においても、管理処分不適格財産に該当し、いずれも申請は却下されることになる。このケースでは、相続人固有の財産を担保提供財産として**延納申請のみ**せざるを得ない。

ところで、遺産未分割の相続税申告では、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』などが適用できないため、遺産全部分割の相続税申告より相続税額が高くなり、それだけ納税資金の準備も大変になる。従って、納税者としては、遺産未分割の場合にこそ延納・物納制度の適用を求めたいところで、平成上半期においては、未分割遺産を延納申請の担保または物納申請して、許可または却下されるまでに遺産分割し、補完通知に従い要件を整えるということが行われていた。しかし、平成18年度税制改正により未分割遺産は、延納の担保不適格財産及び物納の管理処分不適格財産ということになったので、その道は完全に断たれた。相続税法の制度疲労の一例である。